

PRESS RELEASE



やまがたの上質ないいもの。
その魅力をもっと伝えたい。
この新しいブランドマークを旗印に、
山形のいいものの魅力を伝えていきます。

令和4年5月25日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

事業復活支援金の申請サポート窓口の設置期間延長について

県では、政府が実施している事業復活支援金の対象要件に該当する方に確実に申請していただけるよう、県独自の申請サポート窓口を設置しております。

支援金の申請期限が5月31日(火)から6月17日(金)まで延長されたことに伴い、下記のとおり申請サポート窓口の設置期間を延長いたします。

つきましては、申請サポート窓口設置期間延長について、周知くださるようお願いいたします。

記

1 申請サポート窓口の設置について

(1) 場 所	各総合支庁
(2) 開 設 日	<u>令和4年6月17日(金)まで</u>
(3) 時 間	平日 9時00分～17時00分
(4) 窓口の連絡先	村山総合支庁 023-621-8443 最上総合支庁 0233-29-1306 置賜総合支庁 0238-26-6042 庄内総合支庁 0235-66-5484

2 申請サポートの主な内容について

- 申請サポート窓口において、事業復活支援金の申請に必要なID取得から、事前確認やオンライン申請まで、一貫したサポートを実施しています。
- 事前確認及びオンライン申請は、山形県行政書士会の協力により、行政書士が、毎週火曜日・木曜日・金曜日に各総合支庁の申請サポート窓口で支援します(6月2日(木)から同17日(金)まで)。
- なお、オンライン申請の期限は6月17日(金)まで延長されましたが、5月31日(火)までに、申請に必要なIDを事前に取得することが必須となります。この点を明確にして周知くださるようお願いいたします。
- 窓口を利用される方は、事前に電話での予約が必要となります(上記1(4))。
- 申請に当たっては、確定申告書(写し)などの提示が必要となります。

(裏面へ続く)

3 申請サポートの主な対象者

- ・ パソコン・スマートフォンを持っていない事業者
- ・ 商工団体等に所属していない事業者
- ・ 税理士と顧問契約等をしていない事業者
- ・ 金融機関から融資を受けていない事業者 など

担 当：産業労働部商業振興・経営支援課 課長補佐 榎本（023-630-2393） 報道監：産業労働部 次 長 岡崎

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期限を **2022年6月17日(金)** まで延長しました。

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれては、**お早め**に必要書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

1 **5月31日(火)** までに、必ず **アカウント発行** を行ってください。
(5月31日(火)までにアカウントを発行しないと、申請することができません。)

1 事業復活支援金ホームページへ。



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金
ホームページ



2 トップページの **STEP1** にある **仮登録(申請ID発番)する** をクリックし、アカウントを発行。

2 **6月14日(火)** までに、申請前に必要な「**登録確認機関による事前確認**」を受けてください。

※登録確認機関による事前確認は、**事前予約**が必要です。

※事前確認に必要な書類は、事業復活支援金ホームページでご確認ください。

※お近くの登録確認機関は、事業復活支援金ホームページで検索するか、相談窓口までお問い合わせください。

登録確認機関を
検索



相談窓口

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。



0120-789-140

IP電話
専用回線

03-6834-7593

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。